

渋川市日中一時支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常生活の訓練等を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、渋川市とする。

2 市長は、この事業の一部（サービス実施の決定、費用負担区分の決定を除く。）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号口に規定する基準該当施設その他市長が認めた法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（以下「難病等」という。）であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者及び児童福祉法第4条第2項に規定する難病等であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者
- (5) 前各号のいずれにも該当しない児童で、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の5に規定する決定を受けている者

(申請)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、日中一時支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（利用決定及び通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにサービス提供の要否を決定し、当該申請者に対し、承認の場合には日中一時支援事業利用決定通知書（様式第2号）により通知し、不承認の場合には不承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たり支給量を定めるものとし、月7日を上限とする。ただし、介護者の死亡、疾病、事故、出産及びこれらに準ずる事由で、市長が特に必要と認めた場合は、2か月の範囲内で、月31日を上限として決定できることとする。

3 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用決定期間満了後も引き続きこの事業を利用しようとするときは、利用決定期間満了の1か月前から前条に定める申請ができるものとする。

4 決定された支給量の変更は、日中一時支援事業利用申請書（様式第1号）によるものとする。

（届出）

第6条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、日中一時支援事業申請内容変更（利用辞退）届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（1）利用者等の氏名、住所等に変更があった場合

（2）サービスを辞退する場合

（利用取消し）

第7条 市長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定したサービスを取り消すことができる。

（1）この事業の対象者でなくなった場合

（2）偽りその他不正な手段によりサービスを受けた場合

（3）市長が利用を不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、日中一時支援事業利用決定取消し通知書（様式第5号）により利用者に通知するものと

する。

(利用方法)

第8条 利用者がこの事業を利用しようとするときは、日中一時支援事業決定通知書を事業所に提示し、利用者が事業所に直接依頼するものとする。

(利用者負担額)

第9条 利用者は、別表に定める利用者負担額を直接事業者に支払うものとする。

(利用者負担額の免除)

第10条 市長は、利用者の世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用者負担額を免除することができる。この場合において、世帯の範囲は、利用者が障害者の場合は障害者及びその配偶者又は障害児の場合は保護者の属する世帯全員とする。

(1) 生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯

(2) 世帯の当該年度の市町村民税（4月から6月までの間の申請については、前々年度とする。）が非課税

2 前項に規定する市町村民税の算定に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の3の規定による、扶養親族及び特定扶養親族があるときは、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法により算出した額とする。

(委託額)

第11条 第2条第2項の規定により事業を委託する場合は、別表に定める市委託額から第8条に規定する利用者負担額を差し引いた額とする。

(委託額の請求及び支払)

第12条 委託を受けた事業者は、サービスを提供した翌月の10日までに日中一時支援事業委託費請求書（様式第6号）に日中一時支援事業委託費明細書（様式第7号）及び日中一時支援提供実績記録票（様式第8号）を添付して、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し30日以内

に支払うものとする。

3 市長は、必要と認めたときは、委託した経費の経理の状況等について調査を行うことができる。

(記録、諸帳簿等)

第13条 委託を受けた事業者は、この事業について明確に経理するとともに、この事業に関する諸記録、帳簿等を次のとおり整備しなければならない。

(1) 市からの委託料の経理に関する帳簿

(2) その他事業に関する記録、帳簿等

(遵守事項)

第14条 委託を受けた事業者は、事業の実施にあたり次の各号を遵守すること。

(1) 従業者の資質向上のため、その研修の機会を積極的に確保すること

(2) サービス提供時に事故が発生した場合は、市及び家族等に速やかに連絡をするとともに、必要な措置を講じること

(3) 業務上知り得た利用者等に関する情報を漏らしてはならない

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項及び別表の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前になされた第5条に基づく決定は、なお従前の例による。

別表

①障害者に係る市委託額

区分	15分以上	1時間超	2時間超	3時間超	4時間超	5時間超	6時間超	7時間超	8時間超
	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下	6時間以下	7時間以下	8時間以下	
	0.0625日	0.125日	0.1875日	0.25日	0.3125日	0.375日	0.4375日	0.5日	0.75日
区分6	556円	1,113円	1,669円	2,225円	2,781円	3,338円	3,894円	4,450円	6,675円
区分5	473円	947円	1,420円	1,893円	2,366円	2,839円	3,312円	3,785円	5,678円
区分4	390円	780円	1,170円	1,560円	1,950円	2,340円	2,730円	3,120円	4,680円
区分3	351円	703円	1,054円	1,405円	1,756円	2,108円	2,459円	2,810円	4,215円
区分1 及び2	306円	613円	919円	1,225円	1,531円	1,838円	2,144円	2,450円	3,675円

障害者に係る利用者負担額

区分	15分以上	1時間超	2時間超	3時間超	4時間超	5時間超	6時間超	7時間超	8時間超
	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下	6時間以下	7時間以下	8時間以下	
	0.0625日	0.125日	0.1875日	0.25日	0.3125日	0.375日	0.4375日	0.5日	0.75日
区分6	56円	111円	167円	223円	278円	334円	389円	445円	668円
区分5	47円	95円	142円	189円	237円	284円	331円	379円	568円
区分4	39円	78円	117円	156円	195円	234円	273円	312円	468円
区分3	35円	70円	105円	141円	176円	211円	246円	281円	422円
区分1 及び2	31円	61円	92円	123円	153円	184円	214円	245円	368円

②障害児に係る市委託額

区分	15分以上	1時間超	2時間超	3時間超	4時間超	5時間超	6時間超	7時間超	8時間超
	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下	6時間以下	7時間以下	8時間以下	
	0.0625日	0.125日	0.1875日	0.25日	0.3125日	0.375日	0.4375日	0.5日	0.75日
区分3	473円	947円	1,420円	1,893円	2,366円	2,839円	3,312円	3,785円	5,678円
区分2	371円	742円	1,112円	1,483円	1,853円	2,224円	2,594円	2,965円	4,448円
区分1	306円	613円	919円	1,225円	1,531円	1,838円	2,144円	2,450円	3,675円

障害児に係る利用者負担額

区分	15分以上	1時間超	2時間超	3時間超	4時間超	5時間超	6時間超	7時間超	8時間超
	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下	6時間以下	7時間以下	8時間以下	
	0.0625日	0.125日	0.1875日	0.25日	0.3125日	0.375日	0.4375日	0.5日	0.75日
区分3	47円	95円	142円	189円	237円	284円	331円	379円	568円
区分2	37円	74円	111円	148円	185円	222円	259円	297円	445円
区分1	31円	61円	92円	123円	153円	184円	214円	245円	368円

③重症心身障害児（者）又は遷延性意識障害、筋萎縮性側索硬化症等の疾患を持つ者が医療機関である短期入所事業所において日中一時支援を行った場合に係る市委託額

区分	15分以上	1時間超	2時間超	3時間超	4時間超	5時間超	6時間超	7時間超	8時間超
	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下	6時間以下	7時間以下	8時間以下	
	0.0625日	0.125日	0.1875日	0.25日	0.3125日	0.375日	0.4375日	0.5日	0.75日
重症心身障害児（者）	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	18,000円
遷延性意識障害者等	875円	1,750円	2,625円	3,500円	4,375円	5,250円	6,125円	7,000円	10,500円

重症心身障害児（者）又は遷延性意識障害、筋萎縮性側索硬化症等の疾患を持つ者が医療機関である短期入所事業所において日中一時支援を行った場合に係る利用者負担額

区分	15分以上	1時間超	2時間超	3時間超	4時間超	5時間超	6時間超	7時間超	8時間超
	1時間以下	2時間以下	3時間以下	4時間以下	5時間以下	6時間以下	7時間以下	8時間以下	
	0.0625日	0.125日	0.1875日	0.25日	0.3125日	0.375日	0.4375日	0.5日	0.75日
重症心身障害児（者）	150円	300円	450円	600円	750円	900円	1,050円	1,200円	1,800円
遷延性意識障害者等	88円	175円	263円	350円	438円	525円	613円	700円	1,050円

④食事提供加算額

1日につき	210円
-------	------

※各表に掲げる区分に該当する障害の程度は、次のとおりとする。

①の表に掲げる障害者の区分

法に基づく障害支援区分の認定（一次判定又は二次判定）を受けたもの

②の表に掲げる障害児の区分

法に基づく障害児短期入所の支給決定に係る、5領域11項目の調査によるもの

③の表に掲げる区分

児童相談所等において重症心身障害の認定を受けた者又は遷延性意識障害者、筋萎縮性側索硬化症等の疾患を持つ者

なお、開始後15分未満のサービス提供は、委託料に算定しないものとする。

様式第1号

日中一時支援事業利用申請書

渋川市長

様

次のとおり申請します。なお、決定のため、市が世帯の課税状況や所得状況等について、確認することに同意します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名	印	個人番号	
	居住地	〒 電話番号		
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	
	申請に係る 児童氏名		個人番号	
			続柄	
障害者手帳 等の種類	身体 療育 精神 難病等	手帳番号 又は疾病名		

サービス 利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害支援 区分認定	有・無	区分	非該当 1 2 3 4 5 6
		利用中のサービスの種類と内容等			
サービス 利用の 状況	介護保険 サービス	要介護 認定	有・無	要介護度	非該当・要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等			

申請内容	
------	--

様式第2号

日中一時支援事業利用決定通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市日中一時支援事業実施要綱に規定する日中一時支援事業の利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利用者番号			利用 決定日	
利用者 (保護者)	氏名		生年月日	
	住所			
決定係る 児童	氏名		生年月日	
	続柄			
利用者負担の有無		有・無		
利用決定期間				
支給量			障害支援区分	
備考				

審査請求及び取消訴訟

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対し審査請求することができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に渋川市を被告として（渋川市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第3号

不承認決定通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

年 月 日に申請された日中一時支援事業の利用については、次の理由により不承認とすることに決定しましたので通知します。なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して異議申し立てをすることができます。

記

1 不承認の理由

様式第4号

日中一時支援事業申請内容変更（利用辞退）届出書

渋川市長 様

次のとおり（変更・辞退）したいので届け出ます。

届出年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	印	生年月日	
	氏名		個人番号	
	居住地	〒		
	フリガナ		生年月日	
	申請に係る 児童氏名		個人番号	
			続柄	
	障害者手帳 等の種類	身体 療育 精神 難病等	手帳番号 又は疾病名	

変更内容

変更事項	変更前	変更後
氏名		
居住地		
その他		

利用辞退

理由	
----	--

様式第5号

日中一時支援事業利用決定取消し通知書

年 月 日

様

渋川市長

印

年 月 日付けで決定した日中一時支援事業利用決定については、下記のとおり取り消しましたので、渋川市日中一時支援事業実施要綱第7第2項の規定に基づき通知します。

記

利用者番号			利用決定 取消し日	
利用者 (保護者)	氏名			
	住所			
決定に係る 児童	氏名			
	続柄			
取消し理由				

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対し審査請求することができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に渋川市を被告として（渋川市長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この決定の日から1年を経過すると、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式第7号

日中一時支援事業委託費明細書

年 月分

利用者番号		法人名及び の事業所名	
利用者氏名			
児童氏名			

費用額計算欄

サービス提供時間	算定単位額	算定回数	算定額
算定額合計		①	

利用者負担額計算欄

利用者負担額合計	②	
----------	---	--

当月日中一時支援事業委託費請求額	①－②	
------------------	-----	--

